

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十一号

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中

給与第一係長	職員給与室長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する旅費及び報酬のうち、広島市の県費負担教職員の旅費及び同市の非常勤講師の報酬に係る支出負担行為に関する確認
--------	--------	--

を

教員免許係長	課長代理	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税外収入に係る現金の出納及び保管
給与第一係長	職員給与室長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する旅費及び報酬のうち、広島市の県費負担教職員の旅費及び同市の非常勤講師の報酬に係る支出負担行為に関する確認

に改め、同表中十八の

項を十九の項とし、十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項とし、同表の十五の項委任事務の欄第一号中「規定する会計事務」の下に「並びに県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係る会計事務」を加え、同欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該出納員の所属する県税事務所の所掌に属する県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係る現金の出納及び保管

別表第一中十五の項を十六の項とし、同項の前に次のように加える。

十五	広島県東部県税事務所	税務管理課長	次長	一 当該出納員の所属する県税事務所に於ける県税に係る会計事務（法第七十条第二項第四号及び第七号に規定する会計事務、県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係る会計事務並びに分室の所掌に属する県税に係る歳入歳出外現金に係る会計事務を除く。） 二 当該出納員の所属する県税事務所の所掌に属する県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係る現金の出納及び保管
----	------------	--------	----	--

十一	広島県西部総務事務所	総務課参事	総務課長	<p>一 当該出納員の所属する癖の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。以下この項において同じ。）のうち、総務課の分掌事務に係るもの（広島県西部農林水産事務所水産第二課及び広島県西部建設事務所に係るもの、広島県西部県税事務所の所掌に属する県税に係るもの並びに旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p>
別表第一の十一の項から十四の項までを次のように改める。				
		尾道分室次長	尾道分室長	<p>一 当該出納員の所属する県税事務（法第七十条第二項第四号、第六号及び第七号に規定する会計事務を除き、県税に係る歳入歳出外現金に係る会計事務にあつては、当該出納員の所属する分室の分掌事務に係るものに限る。）</p> <p>二 当該出納員の所属する県税事務所（分室を除く。）の所掌に属する県税に係る歳入歳出外現金（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）の出納及び保管</p> <p>三 税務課及び当該出納員の所属する県税事務所以外の県税事務所（分室を除く。）の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外現金（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管</p>
				<p>三 当該出納員の所属する県税事務所（分室に限る。）の所掌に属する県税に係る歳入歳出外現金（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）の出納及び保管</p> <p>四 税務課及び当該出納員の所属する県税事務所以外の県税事務所（分室を除く。）の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外現金（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管</p>

	<p>総務第二課参事</p>	<p>二 当該出納員の所属する解の会計事務のうち、広島県西部県税事務所（分室を除く。）の所掌に属する県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係るもの（現金の出納及び保管を除く。）</p> <p>三 当該出納員の所属する解の会計事務のうち、広島県西部農林水産事務所水産第二課に係るもの（県税外収入に係る現金の出納及び保管を除く。）</p> <p>四 当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関（広島県西部農林水産事務所水産第二課を除く。）を經由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>
	<p>総務第二課長</p>	<p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十條第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。以下この項において同じ。）のうち、総務第二課の分掌事務に係るもの（広島県西部県税事務所廿日市分室の所掌に属する県税に係るもの及び旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p> <p>二 当該出納員の所属する解の会計事務のうち、広島県西部県税事務所廿日市分室の所掌に属する県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係るもの（現金の出納及び保管を除く。）</p> <p>三 当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関を經由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>
<p>呉支所総務課参事</p>	<p>総務管理員（広島県西部建設事務所安芸太田支所担当の総務管理員を除く。）</p>	<p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十條第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、広島県西部建設事務所建設総務課の分掌事務に係るもの（旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p> <p>二 広島県西部建設事務所（支所を除く。）を經由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>
<p>呉支所総務課長</p>	<p>次長（広島県西部建設事務所安芸太田支所担当の次長を除く。）</p>	<p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十條第二項第一号及び第二号に規定する会計事務を除く。）のうち、広島県西部建設事務所建設総務課の分掌事務に係るもの（旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p>

	<p>広島県西部建設事務所安芸太田支所担当の総務管理員</p>	<p>広島県西部建設事務所安芸太田支所担当の次長</p>	<p>一 当該出納員の所属する寮の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、広島県西部建設事務所安芸太田支所建設総務課の分掌事務に係るもの（旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p> <p>二 広島県西部建設事務所安芸太</p>
	<p>東広島支所総務課 参事</p>	<p>東広島支所総務課 長</p>	<p>一 当該出納員の所属する寮の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。以下この項において同じ。）のうち、東広島支所経理課の分掌事務に係るもの（広島県西部県税事務所東広島分室の所掌に属する県税に係るもの及び旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p> <p>二 当該出納員の所属する寮の会計事務のうち、広島県西部県税事務所東広島分室の所掌に属する県税に係るもの及び免稅軽油使用者証交付手数料に係るもの（現金の出納及び保管を除く。）</p> <p>三 当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関を経由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>
			<p>二号及び第七号に規定する会計事務を除く。以下この項において同じ。）のうち、呉支所経理課の分掌事務に係るもの（広島県西部県税事務所呉分室の所掌に属する県税に係るもの及び旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p> <p>三 広島県西部農林水産事務所水産第二課の所掌に属する県税外収入に伴う現金の出納及び保管</p> <p>四 当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関又は広島県西部農林水産事務所水産第二課を経由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>

	十二 務所 広島県東部総務事		
	総務課参事	総務課長	<p>田支所を経由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p> <p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。以下この項において同じ。）のうち、経理課の分掌事務に係るもの（広島県東部県税事務所の所掌に属する県税に係るもの、広島県東部建設事務所三原支所に係るもの及び旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p> <p>二 当該出納員の所属する解の会計事務のうち、広島県東部県税事務所の所掌に属する県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係るもの（現金の出納及び保管を除く。）</p> <p>三 当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関を経由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>
	総務第二課参事	総務第二課長	<p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。以下この項において同じ。）のうち、総務第二課の分掌事務に係るもの（広島県東部県税事務所尾道分室の所掌に属する県税に係るもの及び旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p> <p>二 当該出納員の所属する解の会計事務のうち、広島県東部県税事務所尾道分室の所掌に属する県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係るもの（現金の出納及び保管を除く。）</p> <p>三 当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関を経由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>
	総務管理員	次長	<p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、広島県東部建設事務所三原支所建設総務課の分掌事務に係るもの（旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p>

<p>十三 務所 広島県北部総務事</p>	<p>総務課参事</p>	<p>総務課長</p>	<p>二 広島県東部建設事務所三原支所を經由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p> <p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。以下この項において同じ。）のうち、経理課の分掌事務に係るもの（広島県北部県税事務所の所掌に属する県税に係るもの及び旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）</p> <p>二 当該出納員の所属する解の会計事務のうち、広島県北部県税事務所の所掌に属する県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係るもの（現金の出納及び保管を除く。）</p> <p>三 当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関を經由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>
<p>十四 務所 広島県西部県税事</p>	<p>総務第一課参事</p>	<p>総務第二課長</p>	<p>二 狩猟税に相当する現金（北部県税事務所に係るものに限る。）及び当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関を經由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p> <p>一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第四号及び第七号に規定する会計事務、県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係る会計事務並びに分室の所掌に属する県税に係る歳入歳出外現金に係る会計事務を除く。）</p> <p>二 当該出納員の所属する県税事務所の所掌に属する県税に関する証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料に係る現金の出納及び保管</p> <p>三 当該出納員の所属する県税事務所（分室に限る。）の所掌に</p>

	呉分室次長	呉分室長		一 当該出納員の所属する県税事務所に係る歳入歳出外現 金（公売保証金及び差押物件公 売代金等を除く。）の出納及び 保管 四 税務課及び当該出納員の所属 する県税事務所以外の県税事務 所の所掌に属する県税若しくは これに伴う県税外収入に係る現 金、県税に係る歳入歳出外現金 （公売保証金及び差押物件公売 代金等を除く。）又は県税若し くはこれに伴う県税外収入の納 付若しくは納入の委託に係る有 価証券の出納及び保管
東広島分室納税課 長	廿日市分室次長	廿日市分室長		一 当該出納員の所属する課の所 掌に属する県税外収入に係る現 金の出納及び保管 二 当該出納員の所属する県税事 務所（当該出納員の所属する分 室を除く。）の所掌に属する県 税に係る歳入歳出外現金（公売 保証金及び差押物件公売代金等 を除く。）の出納及び保管 三 税務課及び当該出納員の所属 する県税事務所以外の県税事務 所の所掌に属する県税若しくは これに伴う県税外収入に係る現 金、県税に係る歳入歳出外現金 （公売保証金及び差押物件公売 代金等を除く。）又は県税若し くはこれに伴う県税外収入の納 付若しくは納入の委託に係る有 価証券の出納及び保管

別表第一中十の項を削り、九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、同項の前に次のよう
に加える。

四 教育委員会事務局 管理部文化財課	文化財保護係長	課長代理	一 当該出納員の所属する課の所 掌に属する県税外収入に係る現 金の出納及び保管
-----------------------	---------	------	---

別表第二の十の項中

健康福祉局障害者支援課	課長	を
健康福祉局障害者支援課	課長	
商工労働局産業政策課	担当監	に改める。

別表第四の五の項中

健康福祉局障害者支援課	健康福祉局障害者支援課出納員
土木局住宅課	土木局住宅課出納員

を

健康福祉局障害者支援課	健康福祉局障害者支援課出納員
商工労働局産業政策課	商工労働局産業政策課出納員
土木局住宅課	土木局住宅課出納員
教育委員会事務局管理部文化財課	教育委員会事務局管理部文化財課出納員

に、

広島県西部農林水産事務所 (農林事業所を除く。)	広島県西部総務事務所総務課出納員
-----------------------------	------------------

を

広島県西部農林水産事務所 (水産第二課及び農林事業所を除く。)	広島県西部総務事務所総務課出納員
広島県西部農林水産事務所 水産第二課	広島県西部総務事務所呉支所出納員

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。